

二本松自治会テニス部会 会則 (案)

(名称)

第1条 本会は、二本松自治会テニス部会（通称「二本松テニス部」）と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の健康増進とコミュニケーションの向上を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 (1) 会員は、二本松自治会員またはその同居家族（但し、小学生以上）とし、入会申込書及び入会申込金を納付しなければならない。

(2) 入会申込金は、次の通りとする。

| | |
|-------------|--------|
| 大人会員（高校生以上） | 1,000円 |
| 子供会員（小・中学生） | 500円 |

を提出する

たしとある。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- 部長 1名
- 副部長 1名
- 会計 1名
- 世話役 数名

自治会役員とあるのか？
以外でもいいか？

(役員を選出と任期)

第5条 (1) 役員は、会員の互選で選出し、自治会役員会に報告しなければならない。

(2) 役員任期は、3年とし、再任を妨げない。

(部会費)

第6条 (1) 会の経費は、自治会会費及び入会申込金、部会費でまかなう。

(2) 部会費は、年会費とし、次の通りとする。

| | | |
|-----------------|----------|-------|
| ・大人会員（高校生以上） | 年間2,000円 | 200/月 |
| 家族子供会員（小学生・中学生） | 年間1,000円 | 100/月 |

(3) 退会時、部会費は返却しないものとする。

予算
大人と子供に分けて
で良いのでは？
途中入会の時は？
たし、6ヶ月以上 残りがあつた時は
申告により返金とある。

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計報告)

第8条 前年度の収支決算は、自治会会計監査を経て4月1日以降の役員会に報告し、その承認を得なければならない。

附則

1. 本会則は、平成26年1月1日から施行する。

・会計監査は自治会の会計として報告するのて良いのでは。
→ そうする。
・除除には加入しない。
自己責任で...
入会申込書には記載する。